第1条

(歳入歳出予算の補正)

出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,011,643,743千円とする。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ216,003,745千円を追加し、歳入歳

令和2年度山口県一般会計補正予算(第4号)

山口県知事

795,639,998 1,011,643,743

3,601,345

3,618,374

155,396,366 160,512,508

337,645,231 332,512,060

4,257,000

4,257,000

15,212,191 21,702,408

20,798,794 27,289,011 21,807 21,807

71,807

71,807

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

3 用

#

費

 \sim

企画調整費

452,100 298,957

費

25,000

5,453,381 8,240,893

5,478,381

8,784,272

107,127,123 83,682,301

1総務管理

煮

32, 161, 258

補正前の額

ᄪ

14,531,365

14,830,322 32,937,315

8,692,993

4児童 1社会

施 箱

費

21,210,197

祉費 羊

7,633,045 1,151,227

> 76,049,256 98,342,851

歳入歳出予算補正」による。

口

(一六一) 令和二年度山口県補正予算の要領の公表

Щ

のとおりです。

令和二年七月二十八日

報

目

次

令和2年 7月28日 (火曜日)

(一時借入金の補正

令和二年六月山口県議会定例会で議決された令和二年度山口県補正予算の要領は、 県営黒潟地区農業競争力強化基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課)………………三 令和2年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 村 岡 嗣 政 次 11寄 2 終 <u>₩</u> 14諸 第1表 第3条 一時借入金の借入れの最高額に、200,000,000千円を追加し、一時借入金の借 13黨 2 地方消費税清算 金 12黨 入れの最高額を400,000,000千円とする 歳 癜 刪 歳入歳出予算補正 敷 務 立 越 车 州 款 \succ Œ Œ 費 金 金 金 (#) 2国庫補助 1国庫負担 1 地方消費税清 算金 1 貸付金元利収 雑 繺 基 솓 委 金 蘇 屈 越 4 严 頂 \succ **米** 金 金 金 金 金 216,003,745 $\triangle 1,466,000$ 177, 115, 694 $\triangle 1,466,000$ 177, 132, 723 30,274,010 徭 徭 30,443,419 4,257,000 4,257,000 5,586,603 5,586,603 776,057 125,704 50,000 43,705 50,000 17,029 Ħ H 盤 产

50,656,699 34,674,396 87,494,531

80,930,709

34,718,101

2,163,436

2,289,140

62,081,000

60,615,000

117,937,950

62,081,000

60,615,000

補正前の額

1111

(単位

十 田 (巴

債務負担行為補正」による。

第2条

債務負担行為の変更は、「第2表

(債務負担行為の補正) 予算の金額は、「第1表

令和	2年	≟ 7	月2	8日		火曜	Π —		Ц	1			1		県	:		報			((定	期)			第	124	4 − ₹	<u> </u>	
13諸		12公										10教				7 函						6農林			5労					4衛
y E		恒										仁				Н						農林水産業費			働					生
金		費										費				費						業費			費					截
1 考	1分		11学	10大	9 保	8社	7 辑	4 驴	3 中 学	2 1	1 教		3 観	$2 \perp$	1 函		5 火	4林	3 潭	2	1 濃		3 失	2 舞費		8 医	7保	4 環	1公	
1地方消費稅清	貢		#	孙	健体育費	8社会教育	7 特別支援学校 費	4高等学校費	学校	学校	教育総務		光	鉱 業	⋇		産業	崇	生	産業	⋇		失業対策費	2職業能力開発 費		採	触 所	4環境衛生費	1公衆衛生	
税清	費		費	費	育費	紅土	学校	交費	費	費	務 費		費	動	費		費	貴	費	費	費		費	開発		貴	一種	世費	土 費	
w 2	ı										5	6	1	180		182						1				7			6	13
2,791,000 3,506,000			257,565	19,094	37,879	10,000	93,227	226,267	187,280	375,871	5,064,398	6,271,581	1,929,824	180,225,738	331,547	182,487,109	127,175	20,000	22,091	53,957	786,400	1,009,623	42,925	37,897	80,822	7,045,977	29,290	10,000	6,718,014	13,803,281
		0		94	79	00		Ì					24		47		75			57			25	97	22	77	90	00	14	
88,511,000 53,190,000	90,931,779	90,931,779	10,103,171	2,265,078	589,273	1,601,978	12,484,258	25,081,901	25,715,283	41,244,977	19,620,111	138,706,030	769	157,412,698	3,665,247	161,847,233	6,403,731	6,857,913	12,228,292	399, 155	10,705,079	36,594,170	407,249	1,366,407	2,603,885	6,816,508	2,151,060	2,556,766	9,806,361	23,139,931
,000	,779	,779	,171	,078	,273	,978	, 258	,901	, 283	,977	, 111	,030	769,288	,698	,247	, 233	,731	,913	, 292	, 155	,079	, 170	,249	,407	, 885	,508	,060	,766	,361	,931
91,3 56,6	90,9	90,9	10,3	2,2	6	1,6	12,5	25,3	25,9	41,6	24,6	144,9	2,6	337,6	3,9	344,3	6,5	6,8	12,2	4	11,4	37,6	4	1,4	2,6	13,8	2,1	2,5	16,5	36,9
91,302,000 56,696,000	90,931,779	90,931,779	10,360,736	2,284,172	627,152	1,611,978	12,577,485	25,308,168	25,902,563	41,620,848	24,684,509	144,977,611	2,699,112	337,638,436	3,996,794	344,334,342	6,530,906	6,877,913	12,250,383	453,112	11,491,479	37,603,793	450,174	1,404,304	2,684,707	13,862,485	2,180,350	2,566,766	16,524,375	36,943,212
							Cw							2										 			舎			
令和 2 4			(入に証補経事態) 経新感係協賞 管型染る会							保協賃 経経る会 宮宮山に					新型コロナ・感染症対応資感染症対応資の金融機関に利用者						- -;		変	第2表 作	癜					
F) 受山口			安コ売山に近日対日村大十応県す							安安口村で出た。 定定県す													浬	責務負法	Œ					
年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算	令和 2		扱ウ資信る 資イ金用損 金ル)保失							大管値の 数金田環 資金田環 (年代 金に証権						イ金ガルにするよう						点			債務負担行為補正	=>		_		
国民健康	年度国				令和/2	令相 2													令和5	令和 2			3	曹	÷		東正		巨組織	6 地方?
長保険4]民健康				令和/2年度ま							令和/2年度ま	令相 2 年度から	<u> </u>					年度ま	年度から			7	≡				ᄪᆙ		支消費税交
等別会請	2年度国民健康保險特別会計補正予算	الا الا	\\\ <u>\</u>	心債ニュ	₩ ₹ <u>~</u> ₹			海東		200篇	保る	変し			協更名が	E I	M 0~	~~	ر الا			* 0	0		1					~ □
十補正三	别会請		する損失 001ご相	後保証に	1人で1年以上では、1年で1年にまた。	ご式利力を表する。	/60,000,000 十 円を限度として 存在はを行う銘	でおれ	1県信用	/00に相当する	Eにより 骨朱の	対別と対象と	(女) (女) (女)	1を原原を14年	きが合和146,000	1県信用	とする額とする。	はをできる。	手を手が	かれる	での終めると 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	利力を利用される主義とと	令和 2	中				216,003,745		△71
	補正子		の当のす	F76				イに、半に、	東河	97	受[2]				1.2年 1,000	保証	4	、限年度				絡るの融	年庚	婚	F			3,745		△715,000
. 1	6算(第				令和/2年度ま	令相 2年度から						令和/2年度ま	令和 2年						令和 5 年	令和 2年			3	苗	;			795,		31,
9	§ 1号)				東東ボッショ	下灰めら						手度まで	2年度から						年度まで	2年度から			Ī	=				795,639,998		31,324,000
次に定め		る額	/ / / / /	心債プリ教				海原、		100 E	(東京)				『東京なる	は日日	ыù					のな	<u> </u>		1			98 1,01		
7			る損失の	に記述を	主談に対対が	が大田田山田大田田山田山田山田山田山田山田山田山田田田田田田田田田田田田田田田	#00,000,000 H 円を限庚として 合在はや作べき	が令相に	果信用份	を損失り70~ /00に相当する	いたので	海(女)	ける立て行を投げる接続	別の、のの限度とし	7000 000	県信用()が	する額と	28年、18年、18年、1948年	対の利力	いている。	ののの 0000 0	利子主義発生と乗る	令和 2 年	車後	<u> </u>			1,011,643,743		30,609,000
Ω (1			46	350	EEEE	金元	かし、パキャイン	半にご	i i	21/	なけ、	(首本)	経金	$+\kappa_{i}$	4774	11年	4	 年度	3.7 7 1 1 1	70.0	S,T	の配	東	裕				74:		00

山口市秋穂西字四ノ壱二五三三

字七ノ壱二七二七の一 字六ノ三 二七〇五の一 歳

E

 $\Box \triangleright$

===

|保健

事業

費

口

9

保健

款

業

費

屈

徭

歳歳

 $\mathbb{H} >$

2 国

画

XH

第1条 (歳入歳出予算の補正)

算の総額を歳入歳出それぞれ144,491,607千円とする。 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ157,500千円を追加し、歳入歳出予

第1表 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 歳入歳出予算補正 歳入歳出予算補正」による。 (単位 千円)

 \succ

款

田舎 \sim H 庫補助金 点 徭 157,500 157,500 H 盤

補正前の額

<u>ш</u>щі

36,260,665 11,752,281

144,491,607 11,909,781 36,418,165

157,500144,334,107

補正前の額

17,500 17,500

175,000 175,000

157,500 157,500 157,500 H 144,334,107 144,491,607

(一六二) 県営黒潟地区農業競争力強化基盤整備事業に係る不換地の指定

備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しま る同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営黒潟地区農業競争力強化基盤整 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用す

令和二年七月二十八日

山

在

所

地

土

0)

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

田

(平方メー

、九九六 ートル)積

一、二八

"

、八二八

(一六三) 宇部都市計画及び山口都市計画下水道の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、宇部都市計

条第一項の規定により、当該変更に係る宇部都市計画及び山口都市計画下水道の案を次 のとおり縦覧に供します。 画及び山口都市計画下水道を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七

令和二年七月二十八日

山口県知事

村

岡 嗣 政

都市計画の種類及び名称 宇部都市計画及び山口都市計画下水道宇部市、 山口市公共下水道

都市計画を変更する土地の区域

 \equiv

山口市阿知須並びに宇部市大字東岐波及び大字西岐波

変更の内容

三

施設の位置及び区域の変更

都市計画の案の縦覧期間

兀

令和二年七月二十八日から二週間

五.

都市計画の案の縦覧場所

整備部都市計画課 山口県土木建築部都市計画課、宇部市都市整備部都市計画・住宅課及び山口市都市 令和二年七月二十八日発行令和二年七月二十八日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県所